

協議第42号 3 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い

- 1．老人保健福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
ただし、介護保険事業計画と一体的に調整し、見直し時期に新たに策定する。
- 2．高齢者の生活支援事業、介護予防・生きがい活動支援事業、家族介護支援事業、在宅支援事業、その他の介護予防・生活支援事業については、新市においても実施する。
- 3．養護老人ホーム及び老人ホーム入所措置事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成16年 9月 2日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目	老人保健福祉計画		
調整の内容		1. 老人保健福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、介護保険事業計画と一体的に調整し、見直し時期に新たに策定する。					
市町村名		現		況		調整の具体的内容	
		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市	老人保健福祉計画	目的 地域の高齢者を対象とする保健・医療・福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画。					・老人保健福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、介護保険事業計画と一体的に調整し、見直し時期に新たに策定する。 【平成17年度調整】 【平成18年度施行】
		計画期間 平成15年度～平成19年度 計画の内容 ・基本的な政策目標と重点課題 ・サービス供給体制の現状及び利用状況と評価・課題 ・介護予防・生活支援の為のサービス ・健康づくりと介護予防対策の推進 ・痴呆高齢者に対する対策の推進 ・高齢者の積極的な社会参加の促進 ・高齢者を地域で支えるためのシステム	同左	同左	同左		
町							
村							
別							
内							
容							

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目	高齢者等の生活支援事業		
調整の内容		2. 高齢者の生活支援事業、介護予防・生きがい活動支援事業、家族介護支援事業、在宅介護支援事業その他の介護予防・生活支援事業については、新市においても実施する。					
		現			況		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	軽度生活援助事業	<p>内容 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態の進行を防止する。</p>					<p>・菊池市、泗水町の例により平成17年度から実施する。 ただし、利用者負担については、泗水町の例による。</p>
		<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者。 委託先 菊池市社会福祉協議会 利用者負担 外出、散歩等 1時間200円 掃除等 1時間200円 食事の支度等 1時間200円 登録者数 46人 (延べ539人) 委託料(H14年度) 8,551,000円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者。 委託先 七城町社会福祉協議会 利用者負担 大工、左官、剪定等 1時間80円 除草、掃除、樹木消毒等 1時間60円 通院介助、食事支度等 1時間50円 登録者数 0人</p>	<p>該当なし</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者。 委託先 泗水町社会福祉協議会 JA泗水中央支所 助け合いの会 利用者負担 外出、散歩等 1時間120円 掃除等 1時間120円 食事の支度等 1時間120円 登録者数 32人 (延べ278人) 委託料(H14年度) 2,861,590円</p>		
	住宅改修支援事業（理由書作成）	<p>内容 高齢者居宅等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。</p>					<p>・現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
		<p>委託料 2,000円/件 委託先 居宅介護支援センター等 委託料(H14年度) 118件 236,000円</p>	<p>委託料 2,000円/件 委託先 居宅介護支援センター等 委託料(H14年度) 16件 32,000円</p>	<p>委託料 2,000円/件 委託先 居宅介護支援センター等 委託料(H14年度) 0件</p>	<p>委託料 2,000円/件 委託先 居宅介護支援センター等 委託料(H14年度) 30件 60,000円</p>		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目	介護予防・生きがい活動支援事業	
調整の内容						
		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	転倒骨折予防事業	<p>内容 高齢者が、要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう、栄養指導や運動機能訓練等の教室を開催する。 （栄養指導、基礎体力測定、運動機能訓練等の実施）</p>				<p>・菊池市、七城町、旭志村の例により平成17年度から実施する。</p>
		<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者 委託先 菊池市在宅介護支援センター 開催頻度 6回/年 参加者 127人(延べ) 利用者負担 無料 委託料(H15年度) 180,000円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者 委託先 七城町社会福祉協議会 七城町在宅介護支援センター 開催頻度 各12回/年 参加者 216人(延べ) 154人(延べ) 利用者負担 無料 委託料(H15年度) 360,000円 360,000円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者 委託先 旭志村在宅介護支援センター 開催頻度16回/年 参加者 192人(延べ) 利用者負担 無料 委託料(H15年度) 190,000円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者 実施 町 開催頻度 5回/年 参加者 100人(延べ) 利用者負担 無料</p>	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い			関係項目	介護予防・生きがい活動支援事業			
調整の内容								
	現			況			調整の具体的内容	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町				
市 町 村 別 内 容	アクティビティ・ 痴呆介護教室	<p>内容 高齢者が要介護状態になることなく元気で暮らせるよう、高齢者とその家族を対象に教室を開催する。</p>						<p>・菊池市の例により平成17年度から実施する。</p>
		<p>対象者 高齢者とその家族 実施主体 菊池市在宅介護支援センター 開催頻度 3回/年(3校区) 参加者 92人(延べ) 利用者負担 無料 委託料(H14年度) 90,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし			
	高齢者食生活改善 事業	<p>内容 高齢者及びその家族を対象に、健康で生きがいのある日常生活が送れるよう、高齢者の食の改善を支援する。</p>						<p>・旭志村の例により平成17年度から実施する。</p>
	該当なし	該当なし	<p>対象者 高齢者及びその家族 委託先 旭志村食生活改善協議会 開催頻度 講習会等 19回 利用者負担 1千円/年 委託料 180,000円</p>		該当なし			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い				関係項目	介護予防・生きがい活動支援通所事業				
調整の内容										
	現				況				調整の具体的内容	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町						
市 町 村 別 内 容	生きがい活動支援通所事業	<p>内容 家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に対し、要介護状態にならないよう通所により、入浴、給食、生活指導、日常生活動作訓練、健康チェック、送迎等のサービスを提供する。</p>								<p>・菊池市の例により平成17年度から実施する。ただし、利用者負担については、菊池市、旭志村の例により統一する。</p>
		<p>対象者 おおむね60歳以上の高齢者のひとり暮らし又は高齢者等の世帯及び市長が特に認める者 委託先 菊池市社会福祉協議会</p> <p>委託料 22,104千円 登録者数 176人(延べ4,801人) 利用日 週1回(月曜日～金曜日) 利用者負担 600円(昼食代含む)</p>	<p>対象者 介護認定審査会において自立と認定されたおおむね65歳以上の高齢者ひとり暮らし又は高齢者等の世帯、身体障害者等 委託先 七城町社会福祉協議会 特別養護老人ホーム 清泉</p> <p>委託料 579千円 237千円 登録者数 10人(延べ193人) 3人(延べ79人) 利用日 週1回(月曜日～金曜日) 利用者負担 850円(昼食代含む)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな要介護状態になるおそれのある高齢者 委託先 旭志村社会福祉協議会</p> <p>委託料 15,097千円 登録者数 79人(延べ3,282人) 利用日 週1回(月曜日～金曜日) 利用者負担 600円(昼食代含む)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び身体が虚弱等日常生活を営むのに支障がある者 委託先 泗水町社会福祉協議会 特別養護老人ホーム 泗水苑</p> <p>委託料 8,562千円 登録者数 72人(延べ3,235人) 利用日 週1回(月曜日～金曜日) 利用者負担 700円(昼食代含む)</p>					
	生活管理指導員派遣事業	<p>内容 日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を修得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。</p>								<p>・七城町の例により平成17年度から実施する。</p>
	<p>該当なし</p>	<p>対象者 要介護認定の自立として判定された、おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者等及び障害者等 委託先 七城町社会福祉協議会</p> <p>委託料 293,625円 登録者数 6名(延べ159名) 利用者負担 ・30分以上1時間未満 150円 ・1時間以上1時間30分未満 225円 ・1時間30分以上2時間未満 300円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の者であって、要介護認定の自立者で身体が虚弱等のために日常生活を営むのに支障があるもの又はひとり暮らしの高齢者 委託先 旭志村社会福祉協議会</p> <p>委託料 208,930円 登録者 3名(延べ69名) 利用者負担 ・30分以上1時間未満 200円 ・1時間以上1時間30分未満 290円 ・1時間30分以上2時間未満 370円</p>	<p>該当なし</p>						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目	介護予防・生きがい活動支援事業		
調整の内容							
現			況			調整の具体的内容	
市	町	村	菊池市	七城町	旭志村		泗水町
市 町 村	生活管理指導短期 宿泊事業	<p>内容 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p>					<p>・現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、利用者負担については、七城町、泗水町の例により平成17年度から統一する。</p>
		<p>対象者 おおむね65歳以上で、要介護認定を受けていないひとり暮らしの世帯等の高齢者 施設 菊池市養護老人ホーム「ふじのわ荘」 利用期間 7日以内 実利用者数 4人（延べ59人） 利用者負担 一般世帯 1,730円/日 生活保護世帯 0円/日</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上で、要介護認定を受けていないひとり暮らしの世帯等の高齢者 施設 特別養護老人ホーム「清泉」 委託期間 7日以内 実利用者数 0人 利用者負担 380円/日</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上で、要介護認定を受けていないひとり暮らしの世帯等の高齢者 施設 菊池市養護老人ホーム「ふじのわ荘」 委託期間 7日以内 実利用者数 1人（延べ2人） 利用者負担 一般世帯 1,730円/日 生活保護世帯 0円/日 委託料（H14年度） 37,440円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上で、要介護認定を受けていないひとり暮らしの世帯等の高齢者 施設 泗水町養護老人ホーム「こすもす荘」 委託期間 7日以内 実利用者数 5人（延べ9人） 利用者負担 380円/日</p>		
別 内 容	食の自立支援事業 （配食サービス）	<p>内容 日常の食事づくりが困難な在宅高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、配食時に安否確認を行い、高齢者の在宅生活を支援する。</p>					<p>・菊池市、七城町、泗水町の例、利用者負担については、七城町の例により平成17年度から実施する。また、利用日については、合併までに調整する。</p>
		<p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯等の高齢者 委託先 菊池市社会福祉協議会 利用日 週2回（月曜～金曜・昼食のみ） 登録者数 107人（配食数15,822） 利用者負担 250円（原材料代のみ） 委託料（H14年度） 8,070,000円</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯等の高齢者 委託先 七城町社会福祉協議会 利用日 週1回（水曜・昼食のみ） 登録者数 14人（配食数544） 利用者負担 200円（原材料代のみ） 委託料（H14年度） 272,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯等の高齢者 委託先 泗水町社会福祉協議会 特別養護老人ホーム 泗水苑 利用日 週2回（月曜～金曜・昼食のみ） 登録者数 30人（配食数2,252） 利用者負担 400円（原材料代のみ） 委託料（H14年度） 675,600円</p>		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い			関係項目	家族介護支援事業			
調整の内容								
	現			況		調整の具体的内容		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町				
市 町 村 別 内 容	家族介護教室	<p>内容 利用者者に対し、介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させる為の教室。</p>						<p>・菊池市、泗水町の例により平成17年度から実施する。</p>
		<p>対象者 在宅で、高齢者を現に介護している家族等 委託先 菊池市在宅介護支援センター 開催頻度 4回/年 参加者数 106人 利用者負担 無料 委託料（H15年度）120,000円</p>	該当なし	<p>対象者 在宅で、高齢者を現に介護している家族等 実施 村 開催頻度 8回/年 参加者数 50人 利用者負担 無料 事業費（H15年度）56,000円</p>	<p>対象者 在宅で、高齢者を現に介護している家族等 委託先 泗水町在宅介護支援センター 開催頻度 8回/年 参加者数 20人 利用者負担 無料 H16年度から実施</p>			
		<p>内容 介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。</p>						
該当なし	<p>対象者 ・要介護4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族及び身体障害者手帳1種1級の所持者並びに療育手帳A1所有者を介護している家族 支給額 限度額：月1人当たり5,000円 実績（平成14年度） ・支給者数 10人</p>	該当なし	<p>対象者 ・要介護4又は5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族 ・その他町長が必要と認めた者 支給額 限度額：月1人当たり5,000円 実績（平成14年度） ・支給者数 3人</p>					
内 容	家族介護慰労事業	<p>内容 常時介護を必要とする寝たきり老人等を在宅介護している家族に対して、経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図る。</p>						<p>・国の基準に基づき、平成17年度から実施する。 ただし、慰労金については、年額120,000円とする。</p>
		<p>対象者 ・要介護4・5の者又はそれと同等の者を過去1年間在宅で介護している家族等 慰労金（年額） 1人120,000円</p>	<p>対象者 ・要介護4・5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった者を現に介護している家族等 ・身体障害者手帳1種1級所持者 ・療育手帳A1所持者 慰労金（年額） 1人120,000円</p>	旭志村社会福祉協議会で実施		<p>対象者 次のいずれかで、6カ月以上在宅介護している家族等 ・おおむね65歳以上のもので寝たきりの状態にある者 ・おおむね65歳以上のもので痴呆の状態にあり、かつ、常時介護を必要とする医師が認めた者 ・身体障害者手帳1種1級所持者で寝たきりの状態にある者 ・療育手帳A1所持者 慰労金（年額） 1人120,000円</p>		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目		在宅支援事業						
調整の内容												
現				況								
市町村名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町		調整の具体的内容		
市 町 村 別 内 容	内容											
	高齢化の進展にて対応して、在宅高齢者等を介護する家族からの相談に応じたり、寝たきり高齢者等への介護技術の訪問指導を行ったり、在宅福祉サービスの供給調整を行う。											
	名称		名称		名称		名称					
	菊池市在宅介護支援センター		七城町在宅介護支援センター 清泉		旭志村在宅介護支援センター あさひが丘荘		泗水町在宅介護支援センター 孔子の里					
	(地域型)		(地域型)		(地域型)		(地域型)					
事業内容		事業内容		事業内容		事業内容						
<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護に関する総合相談 要介護高齢者等の実態把握・台帳の整備 介護保険給付対象外者に対する支援 各種保健福祉サービスの申請代行 介護予防教室、転倒骨折予防教室の開催 各種保健福祉サービスの情報提供・啓発 		同左		同左		同左						
委託料（H15年度）		委託料（H15年度）		委託料（H15年度）		委託料（H15年度）						
・運営費 2,790,000円		・運営費 2,790,000円		・運営費 2,790,000円		・運営費 2,790,000円						
<p>・現行のまま新市に引き継ぐ。</p>												

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い	関係項目	その他の介護予防・生活支援事業	
調整の内容				
	現 況			
市町村名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町	
市町村別内容	<p>内容 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p>			<p>調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 利用者負担については、平成17年度から無料とする。ただし、通話料、消耗品等は利用者負担とする。
	<p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者世帯等</p> <p>貸与機器 緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機</p> <p>利用者負担 無料 ただし、通話料、乾電池代は自己負担</p> <p>委託先 熊本安全センター（株） （株）キューネット</p> <p>委託料 8,570,100円</p> <p>利用台数（H14年度） 258台</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者世帯等</p> <p>貸与機器 緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機</p> <p>利用者負担 なし A．生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。） B．A階層以外の世帯 315円/月 A，Bとも通話料、乾電池代は自己負担</p> <p>委託先 （株）キューネット</p> <p>委託料 1,039,815円</p> <p>利用台数（H14年度） 30台</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者世帯等</p> <p>貸与機器 緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機</p> <p>利用者負担 無料 ただし、通話料、乾電池代は自己負担</p> <p>委託先 熊本安全センター（株）</p> <p>委託料 2,036,790円</p> <p>利用台数（H14年度） 38台</p>	
内容	<p>内容 高齢者等が気軽に来所できる場所に相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じ、その問題の解決に努めることにより、地域における高齢者等の体制日を図る。</p>			<p>・ 七城町の例により、平成17年度から実施する。</p>
	<p>対象者 高齢者等</p> <p>委託先 菊池市社会福祉協議会</p> <p>相談内容 ・ 心配ごと相談・・・民生委員</p> <p>利用者負担 無料</p> <p>委託料 387,000円</p> <p>相談件数 129件/年</p>	<p>対象者 高齢者等</p> <p>委託先 七城町社会福祉協議会</p> <p>相談内容 ・ 心配ごと相談・・・民生委員、人権擁護員 ・ 法律相談・・・弁護士 ・ 心の相談・・・精神専門医</p> <p>利用者負担 無料</p> <p>委託料 394,400円</p> <p>相談件数 29件/年</p>	<p>対象者 高齢者等</p> <p>旭志村社会福祉協議会が実施</p> <p>相談内容 ・ 心配ごと相談・・・民生委員、人権擁護員</p> <p>利用者負担 無料</p> <p>相談件数 1件/年</p>	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目		その他の介護予防・生活支援事業	
調整の内容							
		現況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市町村別内容	日常生活用具給付事業	<p>内容 要介護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具を給付し又は、貸与し日常生活の便宜と福祉の向上を図る。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等 対象物品 ・給付：電磁調理器、火災報知器、自動消火器 ・貸与：老人用電話 実績（平成14年度） 給付：自動消火器 2件</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等 対象物品 ・給付：電磁調理器、火災報知器、自動消火器 実績（平成14年度） 0件</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等 対象物品 ・給付：電磁調理器、火災報知器、自動消火器 ・貸与：老人用電話 実績（平成14年度） 0件</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等 対象物品 ・給付：電磁調理器、火災報知器、自動消火器 ・貸与：老人用電話 実績（平成14年度） 貸与：老人用電話 1件</p> <p>利用者負担 A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 0円 B 生計中心者が前年所得税非課税世帯 0円 C 生計中心者が前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯 16,300円 D 生計中心者が前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯 28,400円 E 生計中心者が前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯 42,800円 F 生計中心者が前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯 52,000円 G 生計中心者が前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯 全額</p>				<p>・菊池市、旭志村、泗水町の例により、合併時に統一する。</p>	
	高齢者等住宅改修支援事業	<p>内容 高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成事業。</p> <p>対象者 ・4月1日現在で65歳以上で介護保険の要介護認定者 ・4月1日現在で65歳未満で身体障害者手帳1～2級 ・4月1日現在で65歳未満で療育手帳A1～A2級 ・世帯の生計中心者の前年の所得税課税年額が14万円世帯に属する者 補助基準額 70万円 基準額</p> <p>対象者 同左 補助基準額 30万円 基準額</p> <p>対象者 同左 補助基準額 70万円 基準額</p> <p>対象者 同左 補助基準額 70万円 基準額</p> <p>A 生活保護法による被保護世帯 3分の3 B 当該年度分の市町村民税世帯非課税 3分の3 C A・B階層を除き、生活中心者の前年所得税年額が14万円以下の世帯 3分の2</p> <p>A 生活保護法による被保護世帯 3分の3 B 当該年度分の市町村民税世帯非課税 3分の3 C A・B階層を除き、前年市町村民税均等割のみを納める世帯 3分の2</p> <p>A 生活保護法による被保護世帯 3分の3 B 当該年度分の市町村民税世帯非課税 3分の3 C A・B階層を除き、生活中心者の前年所得税年額が14万円以下の世帯 3分の2</p>				<p>・菊池市、旭志村、泗水町の例により、合併時に統一する。</p>	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い		関係項目		老人ホーム関係	
調整の内容		3. 養護老人ホーム及び老人ホーム入所措置事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
		現			況		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市町村別内容	養護老人ホーム	<p>名称 菊池市養護老人ホーム「ふじのわ荘」 （昭和51年4月開設）</p> <p>所在地 菊池市大字亘91番地</p> <p>職員体制 ・施設長 1名 ・指導員 1名 ・事務職員 1名 ・看護師 1名 ・介護士 1名 ・栄養士 1名</p> <p>入所人員 定員50名 入所者数（平成15年4月1日） 47名</p> <p>敷地面積 4,855.53㎡ 建物面積 1,186.25㎡ 鉄筋コンクリート平屋建</p> <p>夜間等の管理体制 PM5:00～AM8:30まで2名常駐 （緊急時連絡体制 有）</p>	該当なし	該当なし	<p>名称 泗水町養護老人ホーム「こすもす荘」 （昭和40年4月開設）</p> <p>所在地 泗水町大字吉富2900番地</p> <p>職員体制 ・施設長 1名 ・指導員 1名 ・事務職員 1名 ・看護師 1名 ・介護士 6名（内1名は嘱託） ・栄養士 1名 ・調理員 5名（内3名は嘱託）</p> <p>入所人員 定員50名 入所者数（平成15年4月1日） 50名</p> <p>敷地面積 8,829.96㎡ 建物面積 1,809.15㎡ 鉄筋コンクリート平屋建</p> <p>夜間等の管理体制 職員1名、当直（パート）1名の2名で対応 PM5:00～AM8:30まで2名常駐 （緊急時連絡体制 有）</p>	・現行のまま新市に引き継ぐ。	
	老人ホーム入所措置事務	<p>目的 65歳以上の者であって、身体、精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を入所させることで高齢者の生活を保障し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 身体等や生活環境上等の理由の要件を満たす高齢者で、入所判定審査により認められた者</p> <p>利用者負担 本人及び扶養義務者から国の定める費用徴収基準により徴収</p> <p>施設 養護老人ホーム 措置者数（H16.6.1現在） ・ふじのわ荘 30人 ・こすもす荘 2人 ・清楽園 1人 計 35人</p>	同左	同左	<p>措置者数（H16.6.1現在） ・ふじのわ荘 4人 ・こすもす荘 4人 ・寿楽荘 1人 計 9人</p>	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。

介護予防・地域支え合い事業一覧表

事業の種類	事業名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	新市
高齢者等の生活支援事業	軽度生活援助事業					
	住宅改修支援事業(理由書作成)					
介護予防・生きがい活動支援事業	転倒骨折予防教室					
	アクティビティ・痴呆介護教室					
	高齢者食生活改善事業					
	生きがい活動支援通所事業					
	生活管理指導事業(指導員派遣事業)					
	生活管理指導事業(短期宿泊)					
	食の自立支援事業					
家族介護支援事業	家族介護教室					
	介護用品の支給					
	家族介護慰労事業					
在宅介護支援事業	高齢者実態把握事業					
	介護予防プラン作成事業					
	在宅介護支援センター					
その他の介護予防・生活支援事業	緊急通報体制等整備事業					
	高齢者地域支援体制整備・評価事業					
	日常生活用具給付等事業					
該 当 事 業 数		15	15	12	14	18

参考資料 各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱い 先進地事例

宇城西部五町合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

高齢者等の生活支援事業

- ・軽度生活援助事業については、小川町の例により、合併までに調整する。なお、事業内容は生活管理指導員派遣事業との調整を図る。
- ・住宅改造事業については、豊野町の例により新市に引き継ぐ。
- ・住宅改修支援事業（理由書助成分）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

介護予防・生きがい活動支援事業

- ・生きがい活動支援通所事業について、対象者については、不知火町、松橋町の例により、利用者負担金については、委託料の1割程度に、委託料は介護保険の経費を基に、送迎については委託料に含めるものとし、合併までに調整する。
- ・生活管理指導事業（指導員派遣）については、新市に引き継ぐものとする。ただし、対象者については、不知火町及び松橋町の例により、利用者負担金については、豊能町の例により、また委託料については介護保険の生活援助の単価を適用することとする。
- ・生活管理指導事業（短期宿泊）については、松橋町の例により新市に引き継ぐ。
- ・配食サービスについて、対象者については、松橋町・小川町の例により、利用料は1食当たり300円とする。実施回数については、合併までに調整する。
- ・アクティビティ・痴呆介護教室、地域住民グループ支援事業については、小川町の例により新市に引き継ぐ。

家族介護支援事業

- ・家族介護教室については、新市において調整する。
- ・介護用品支給対象事業について、対象者は、在宅の介護保険要介護3～5と判定された、常時おむつを必要としている高齢者を介護している者とする。助成額は、年額30,000円を限度とする。
- ・家族介護慰労事業については、国補助制度が同一につき、松橋町、小川町の例により新市に引き継ぐ。
- ・高齢者地域支援体制整備・評価事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

緊急通報体制整備事業

- ・緊急通報システムについては、不知火町、豊野町の例により新市に引き継ぐものとし、併せて委託を検討する。

老人日常生活用具給付については、制度が同一につき、現行のまま新市に引き継ぐ。

痴呆予防・介護事業については、新市において調整する。

在宅介護支援センター運営については、新市において調整する。

養護老人ホームについては、制度が同一につき、現行のまま新市に引き継ぐ。

ただし、入所判定会議については、新市において調整する。

老人ホーム松寿園については、国制度に基づき現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池南部四町合併協議会（H17.2.28合併予定）

調整内容

- 高齢者等の生活支援事業については、次のとおりとする。ただし、
・
・
の事業については、平成16年度までは旧町の例による。
- ・軽度生活援助事業については、西合志町の例により平成17年度から実施する。利用料・委託料については、国の参考単価程度とする。
 - ・住宅改修支援事業については、4町に相違がないので、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 介護予防・生きがい活動支援事業については、次のとおりとする。
- ただし、
・
・
の事業については、平成16年度までは旧町の例による。
- ・介護予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後3年を目途に見直し調整する。
- 事業ごとの調整内容については、転倒骨折予防教室は、大津町・菊陽町の例、アクティビティ・痴呆介護教室は、大津町の例により平成17年度から実施し、地域住民グループ支援事業は、菊陽町の例により平成17年度から統一する。
- ・生きがい活動支援事業通所事業の生きがい対応型デイサービスについては、事業内容に相違があるので、平成17年度から「調整の具体内容」のとおり統一する。
 - ・ふれあいミニデイサービスについては、大津町の例により平成17年度から実施する。ただし、合併後3年を目途に見直し調整する。
 - ・生活管理指導員派遣事業については、菊陽町の例により平成17年度から統一する。利用料・委託料については、介護保険の身体介護の報酬単価を基準として統一する。
 - ・生活管理指導短期宿泊事業については、委託先が特養の場合は菊陽町、養護の場合は大津町の例により平成17年度から統一する。
 - ・「食」の自立支援事業（配食サービス）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、社会福祉協議会委託分については、合併後3年を目途に見直し調整する。
- 家族介護支援事業については、次のとおりとする。
- ただし、
・
・
の事業については、平成16年度までは旧町の例による。
- ・家族介護教室については、4町に相違がないので、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ・介護用品の支給については、事業の内容に相違があるので、平成17年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。
 - ・家族介護慰労事業については、事業の内容に相違があるので、平成17年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。なお、障害者関係については、別途協議する。
- 在宅介護支援事業については、次のとおりとする。
- ・基幹型在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ・地域型在宅介護支援センターについては、事業の内容に相違があるので、平成17年度から「調整の具体的内容」のとおり統一する。ただし、平成16年度までは旧町の例による。
- 緊急通報体制等整備事業については、大津町・菊陽町・合志町の例により平成17年度から統一する。ただし、平成16年度までは旧町の例による。
- 高齢者地域支援体制整備事業については、菊陽町の例により平成17年度から統一する。
- ただし、平成16年度までは旧町の例による。なお、弁護士に係る相談等については、別途協議する。
- その他の介護予防・生活支援事業については、次のとおりとする。
- ・老人等日常生活用具給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ・高齢者実態把握事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ・住宅改造助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 老人ホーム入所措置事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 大津町老人ホームについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。